

保全地域サポーター認定要綱

(制定) 令和3年12月6日付3環自緑第787号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により指定された保全地域（以下「保全地域」という。）における緑地保全活動を支援する者を保全地域サポーターとして認定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保全地域サポーター」とは、特定非営利活動法人及びボランティア団体（以下「活動団体」という。）が条例第19条の規定に基づき行う緑地保全活動の支援（以下「活動サポート」という。）をするボランティアとして、第8条第1項の認定を受けた者をいう。

第2章 講習

(講習の受講)

第3条 東京都（以下「都」という。）は、保全地域サポーターの認定を希望する者に対し、都が開催する保全地域サポーター認定講習（以下「講習」という。）を行うものとする。

2 講習を受講しようとする者は、保全地域サポーター認定講習受講申込書（別記第1号様式）に、写真を添えて、都に提出しなければならない。

(講習の受講資格)

第4条 講習の受講資格を有する者は、受講の申込時点において満18歳以上であって、次の各号に掲げるいずれかの実績がある者とする。

- 一 保全地域体験プログラム、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムその他の緑のボランティア活動に、いずれかを問わず過去5年以内に5回以上参加していること。
- 二 ECO-TOPプログラムを修了していること。

(受講者の決定)

第5条 都は、別に定める受講の申込期間の終了後に受講者を決定する。この場合において、受講資格を満たした申込者数が募集人員数を超えたときは、抽選により受講者を決定する。

2 都は、前項の規定により決定した受講者（以下単に「受講者」という。）に対し、受講票（別記第2号様式）を発行する。

(受講者の決定の取消し)

第6条 都は、受講者が次に掲げる事項に該当したときは、当該受講者の決定を取り消すことができる。

- 一 申込内容に虚偽があったとき。
- 二 受講票を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
- 三 講習の実施に際し、妨害、迷惑行為等を行ったとき。

(講習の修了等)

第7条 講習の全科目を受講した受講者を講習修了者とする。

2 都は、一部の講習科目を修了していない受講者が再度講習を受講する場合には、過去3年以内に履修をした科目の受講を免除することができる。

第3章 認定

(認定)

第8条 都は、前条第1項の講習修了者を保全地域サポーターと認定し、保全地域サポーター認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

2 保全地域サポーターの認定期間は、前項の認定の日から3年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。ただし、次条第2項の規定による認定期間の更新がなされたときは、従前の認定期間の満了の日の翌日から起算して3年間とする。

(更新)

第9条 保全地域サポーターは、認定期間の更新を希望するときは、認定期間が満了する日が属する会計年度の1月1日から1月31日までに、保全地域サポーター認定更新申請書（別記第4号様式。以下「更新申請書」という。）に写真を添えて都に提出しなければならない。

- 2 都は、更新申請書の内容等を審査の上、認定期間を更新し、認定証を再発行する。
- 3 都は、更新申請書を提出した者が、次のいずれかに該当した場合は、前項の規定による認定期間の更新を行う。
 - 一 前条第1項の認定の日から第1項の更新の申請日の前日までの間（再度更新を行う場合は、前回の更新の申請日から今回の更新の申請日の前日までの間とする。）に、活動サポートを3回以上行った場合
 - 二 都が開催する更新講習を修了した場合

(認定証の紛失・再交付)

第10条 保全地域サポーターは、認定証を紛失した場合は、直ちに保全地域サポーター認定証紛失届（別記第5号様式。以下「紛失届」という。）を都に提出しなければならない。

- 2 保全地域サポーターが次のいずれかに該当するときは、認定証を再交付するものとする。
 - 一 氏名の変更があったとき。
 - 二 認定証の紛失、汚損又は破損があったとき。
- 3 前項の再交付を受けようとする保全地域サポーターは、保全地域サポーター認定証

再交付申請書（別記第6号様式。以下「再交付申請書」という。）に写真添えて都に提出しなければならない。

4 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める書面を添付するものとする。

- 一 氏名の変更があった場合 変更のあったことが分かる書類の写し
- 二 認定証の汚損又は破損があった場合 当該汚損し、又は破損した認定証

（認定の取消し及び失効）

第11条 都は、保全地域サポーターが次に掲げる事項に該当していると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- 一 保全地域サポーター認定取消申請書（別記第7号様式）の提出があったとき。
 - 二 保全地域サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
 - 三 認定証又は更新申請書に関して、虚偽の届出があったとき。
 - 四 その他、都が特に必要であると認めたとき。
- 2 保全地域サポーターが死亡した場合又は認定期間が満了した場合、認定は失効する。
- 3 保全地域サポーターは、認定を取り消された場合又は認定が満了した場合、速やかに認定証その他貸与品を都に返還しなければならない。

（費用負担）

第12条 都は、保全地域サポーターに対し、交通費、連絡費及び報酬に該当するものを支給しない。

- 2 保全地域サポーターが活動サポートを行うための保険の加入費用は、都が負担する。

（遵守事項）

第13条 保全地域サポーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 活動サポートを行う際は、支援対象の活動団体に認定証を提示して確認を受けるとともに、当該活動団体の活動計画及び都の保全計画に定める趣旨等に従うこと。
- 二 活動サポートを行う上で知り得た秘密及び個人情報を他に漏らさないこと。認定の取消し又は失効後も同様とする。
- 三 活動サポート中に事件、事故等があった場合は、速やかに都に報告すること。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、保全地域サポーターの認定等に関し必要な事項は、都が別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。